

新事業展開等促進補助金交付要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した本県経済の活性化を図るとともに、本県の産業振興と地域経済の発展を促進するため、公益財団法人21あおり産業総合支援センター（以下「センター」という。）が、創業する者又は中小企業者等が行う経営革新等の事業に対し補助金を交付する新事業展開等促進補助事業（以下「補助事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事業内容及び補助基準

(補助事業の内容及び基準)

第2条 センターは、次に定めるところに従って、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、毎年度における予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(1) 補助事業対象者

補助事業の対象者は、次に掲げる者とする。なお、同一事業者は、通算3回まで補助金の交付を受けることができるものとする。

- ①県内において創業する者又は県内に事業所を有する中小企業者
- ②県内のNPO法人、農事組合法人等
- ③上記①、②のいずれかと農林漁業者の連携体

(2) 定義

前号の中小企業者、NPO法人、農事組合法人等、農林漁業者の定義は、次のとおりとする。

- ①中小企業者 以下アからクのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからオまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本金の額又は出資の総額が別表で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数

がその業種ごとに別表で定める数以下の会社及び個人であって、別表で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

カ 企業組合

キ 協業組合

ク 事業協同組合

②NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2号に規定する特定非営利活動法人をいう。

③農事組合法人等 農業協同組合法（昭和22年11月法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人及び水産業協同組合法（昭和23年12月法律第242号）第2条で規定する水産加工業協同組合をいう。

④農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第2条に規定する農林漁業者で県内の農林漁業者をいう。

（3）補助事業の内容

補助事業は、次の2コースを対象とするものであり、「創業又は経営の革新を行うために必要なものであって、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓を行う事業」とする。

（ア）新事業開発コース

①新商品・新技術・新役務（サービス）の開発

②試作品の販路開拓

（イ）販路開拓コース

③既存商品の販路開拓

（4）補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

（ア）新事業開発コース

補助対象経費		補助金の額
区 分	内 容	補助対象経費の2分の1に相当する額又は3,000千円のいずれか低い額以内の額とする。 ただし、以下第2条（8）の特別枠に該当する場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額又は3,000千円のいずれか低い額以内の額とする。
謝 金	専門家謝金	
旅 費	専門家旅費、職員旅費	
事 業 費	会場借上料、通信運搬費、借損料（リース、レンタル料）、印刷製本費、資料購入費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、受講料、消耗品費、原材料費、備品費（汎用機器は除く。）、外注加工費、研究開発費、委託費、知財取得費（知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費）	

(イ) 販路開拓コース

項 目		要 件
補助期間		最大1か年
補助率		1／2
補助限度額		ア～ウの実施事業に要する補助金の合計額または100万円のいずれか低い額
補助対象事業区分・補助限度額・補助対象経費	ア 県外展示会等出展事業	(ア) 補助限度額 100万円 (イ) 補助対象経費 職員旅費、会場借上料（小間料）、借損料（機器リース、レンタル料）、通信運搬費、原材料費、印刷製本費、広告宣伝費（オンライン展示会出展料）、委託費（小間装飾料を含む。）
	イ WEB・デジタルコンテンツ活用事業	(ア) 補助限度額 50万円 (イ) 補助対象経費 委託費（HP作成・改修・機能強化、動画制作、デジタルカタログ製作）、広告宣伝費（WEB広告）
	ウ 商品力・取引力向上事業	(ア) 補助限度額 50万円 (イ) 補助対象経費 委託費、知財取得経費（知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費）、専門家謝金、旅費（専門家、職員）、受講料

ただし、各補助対象経費は、次の条件を全て満たすものでなければならない。

- ・使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・交付決定日以降、補助事業期間内の契約・発注により発生した経費
- ・証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

(5) 補助事業の採択基準

補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。なお、同一事業者が同一又は類似内容で本制度以外の国、地方自治体、センター等の補助事業や委託事業等へ併願している場合は採択しないこととする。

- ①新規性が認められること。
- ②補助事業の実現性や事業化の熟度が高いこと。
- ③補助事業の補助事業期間内にある事業者が新たに申請する場合においては、当該実施中の補助事業の成果の検証を十分行っていること。
- ④補助事業の実施により事業成果の目標の達成が見込まれる等、本県の産業振興と地域活性化の効果が高いこと。

(6) 事業成果の目標

事業成果の目標は次のとおりとする。

- ①創業者
 - ・補助事業終了後3年以内に事業化することを目標とする。
- ②中小企業者、農林漁業者、NPO法人、農事組合法人等
 - ・補助事業終了後3年目の付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上であることを目標とする。
 - ・補助事業終了時に給与支給総額年率平均1.5%以上増加することを目標とする。

- ・補助事業実施による商談件数、成約件数等の自社の数値目標を設定し、掲げること。

(7) 事業実施期間

一つの事業計画において、原則として以下（ア）及び（イ）の期間を限度とする。

（ア）新事業開発コース…最大2か年

（イ）販路開拓コース …最大1か年

(8) 補助率

区 分	補助率
通常枠	1／2以内
特別枠 ①県重点推進分野枠 ②賃金引上げ枠	2／3以内

① 県重点推進分野枠

新事業開発コースであって、青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する以下事業に該当する場合

a アグリ関連事業

本県の強みである食を更に伸ばし、生産性・収益性を向上させていく取組
（農工ベストミックス型産業（農商工連携による商品開発等を含む）等）

b ライフ関連事業

人口減少、少子化、高齢化の加速による社会変化、産業需要に対応する取組
（医療・健康福祉関連産業（医福工連携分野、サービス分野、プロダクト分野）、
生活関連サービス産業等）

c G X関連事業

カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉える経営革新の
取組や本県の強みであるエネルギーを生かし、関連産業を創出していく取組

d D X関連事業

デジタル技術を活用した経営革新の取組

e 知的財産活用事業

知的財産を活用した企業経営に資する取組

f その他経済を回す取組及び事業

国内外からの投資を呼び込み、域内循環を進める取組
新しい生活様式に対応した取組
（観光関連産業、物流関連産業、情報関連産業 等）

② 賃金引上げ枠

新事業開発コースであって、本事業終了時点で、雇用者給与等支給額が前年度と比較して1.5%以上の引上率となった場合

第3章 補助事業の採択、交付決定及び補助金の交付等

(交付申請書等の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、新事業展開等促進補助事業申請書（第1号様式）を別に定める期日までに、センターに提出しなければならないものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）

(3) 申請者の定款（個人事業主である場合は、開業届）及び登記事項証明書

(4) 申請者の直近2期分の決算報告書

創業間もない事業者の場合は、決算書は提出可能な分のみの提出とする。

(5) センター理事長が必要と認める書類

なお、開業前の者は、(1) 及び (5) のほか、創業計画案を別途提出するものとする。

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の採択)

第4条 センターは、前条の事業計画書の提出があった場合は、当該計画書の内容を事前に審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、別に定める有識者から構成される新事業展開等促進補助事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に諮る案件を決定するものとする。

2 審査委員会は、前項において決定された案件について審査を行い、補助金を交付することが適当であると認める事業を採択するものとする。

3 センターは、前項において採択された事業計画の補助申請者に対して補助事業採択決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(補助事業の採択決定の条件)

第5条 センターは、採択決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助申請者に対して条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第6条 補助申請者は、補助事業の採択決定の通知を受けた後、補助事業の採択決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にセンターに対し、書面をもって申し出なければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 採択決定の通知を受けた補助事業者は、別に定める期日までに補助事業交付申請書（第4号様式）

及び事業計画書（交付申請用）（第5号様式）をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは交付申請書の提出を受けた後、補助事業者に対し、補助事業交付決定通知書（第6号様式）により通知する。

（計画変更の承認等）

第8条 補助事業者は、事業計画書に記載された事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき若しくは補助事業の全部又は一部を中止・廃止しようとするときは、あらかじめ事業計画変更等承認申請書（第7号様式）をセンターに提出して、補助事業計画変更等承認通知書（第8号様式）により、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

- ① 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。
- ② 補助事業の経費の配分

「事業計画書（交付申請用）」（第5号様式）8事業経費（1）経費内訳②内訳表の1～3の各経費区分相互間において、いずれか低い方の20%以内の変更をしようとする場合。

- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、新たな条件を付することができるものとする。

（事故の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第9号様式）をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、センターが必要と認めて指示したときは、遅滞なく、補助事業遂行状況報告書（第10号様式）をセンターに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、次のいずれかに該当したときは、その日から起算して30日以内又は事業年度終了後の4月5日のいずれか早い時期までに、補助事業実績報告書（第11号様式）をセンターに提出しなければならない。

- （1）単年度事業の場合 補助事業が完了したとき
- （2）2か年事業の場合 補助事業の初年度末日を迎えたとき及び補助事業が完了したとき
- （3）その他 補助事業の全部の中止又は廃止の承認を受けたとき

（補助金の額の確定）

第13条 センターは、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 センターは、前条による補助金の額の確定後、補助事業者から補助金請求書（第13号様式）の提出を受けて、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 センターは、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 センターは、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 センターは、前項の補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させることができる。

4 補助金の返還期限は、返還を命じた日から20日以内とし、センターは、期限内に納付されなかったときは、納期の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納に係る金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

第4章 その他

（財産の処分の制限等）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加したセンターが定める財産（以下「取得財産等」という。）をセンターの承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保の用に供してはならない。

2 センターは、当該取得財産等が補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）の属する年度の終了後5年間を経過している場合を除き、補助事業が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（補助金の経理等）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理するものとし、すべての証拠書類を整備し、かつ、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（立入検査等）

第18条 センターは、補助事業の適正を期するために必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事業成果に係る評価)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後5年間、毎年度第2条第1項第6号に掲げる事業成果の目標に対して評価を行い、翌年度の4月30日までにセンターに提出するものとする。

(その他必要な事項)

第20条 センターは、この要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和3年 5月21日から施行する。

この要領は、令和3年11月12日から施行する。

この要領は、令和4年 8月 8日から施行する。

この要領は、令和5年 9月 8日から施行する。

この要領は、令和6年10月11日から施行する。

この要領は、令和7年 4月11日から施行する。

この要領は、令和7年10月20日から施行する。

別表

業種	資本金の額又は 出資の総額	従業員数 (常勤)
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人